

特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について（案）

◆ 第三者点検の実施に係る方向性

第三者点検について、福岡市個人情報保護審議会に部会を設置し、当該部会で行うもの。

1 第三者点検の実施主体について

下記の「特定個人情報保護評価指針」を踏まえ、第三者点検の実施主体を福岡市個人情報保護審議会とするもの。

◆ 特定個人情報保護委員会「特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日）」

第三者点検の方法は、原則として、条例等に基づき地方公共団体が設置する個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検を受けるものとするが、これらの組織に個人情報保護や情報システムに知見を有する専門家がないなど、個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検が困難な場合には、その他の方法によることができる。ただし、その他の方法による場合であっても、専門性を有する外部の第三者によるものとする。

2 第三者点検に係る部会の設置について

福岡市個人情報保護審議会の委員は11名で、通常は全体会として年1回開催している。

第三者点検を経る必要がある案件の数は、6件程度（詳細は後掲4を参照）が見込まれ、迅速かつ効率的な点検を行うには、第三者点検を行う専門の部会（「特定個人情報保護評価部会」を設置し、当該部会において点検を実施することが適当と考えられる。

3 第三者点検の実施に係る個人情報保護条例上の根拠

ア 審議会の所掌事務について

条例第56条第2項第4号に「個人情報保護制度の運用に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議すること」との規定があるため、この規定をもって、審議会での第三者点検を行う根拠とする。

イ 第三者点検を行う部会の設置について

第61条に「前条の不服申立て部会のほか、審議会は、その権限に属する事項について調査審議させるため、必要があると認めるときは、その他の部会を置くことができる」との規定があるため、この規定に基づき、審議会の議決により、第三者点検を実施する部会を設置する。

4 第三者点検対象事務の件名、評価時期等の概要について

システム刷新課において抽出した対象事務は以下の6事務の見込みである。(今後の精査等により増減がありうる。)

※ いずれの事務も、対象人数：30万人以上 / 取扱者数：500人未満の見込み。

○ 住民票を取り扱う事務

- ・ 事務所管課：市民局区政課
- ・ 使用システム及びシステム所管課：住基システム群／総務企画局情報システム課
- ・ 特定個人情報保護評価の完了期限：未定（経過措置適用）※H27.3月末までに完了したい意向。

○ 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務

- ・ 事務所管課：財政局税制課
- ・ 使用システム及びシステム所管課：市税総合情報システム／総務企画局情報システム課
- ・ 特定個人情報保護評価の完了期限：未定（経過措置適用）※H27.7月末までに完了したい意向。

○ 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務

- ・ 事務所管課：保健福祉局総務部国民健康保険課
- ・ 使用システム及びシステム所管課：国保システム／保健福祉局総務部国民健康保険課
- ・ 特定個人情報保護評価の完了期限：平成27年5月末まで

○ 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務

- ・ 事務所管課：保健福祉局医療年金課
- ・ 使用システム及びシステム所管課：国民年金システム／総務企画局情報システム課
- ・ 特定個人情報保護評価の完了期限：平成27年3月末まで

○ 介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務

- ・ 事務所管課：保健福祉局介護福祉課
- ・ 使用システム及びシステム所管課：保健福祉総合システム／総務企画局情報システム課
- ・ 特定個人情報保護評価の完了期限：平成27年9月末まで

○ 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務

- ・ 事務所管課：保健福祉局健康増進課
- ・ 使用システム及びシステム所管課：健康づくり情報システム／総務企画局情報システム課
- ・ 特定個人情報保護評価の完了期限：平成27年3月末まで